

平成 23 年 5 月 11 日

各 位

**因幡電機産業株式会社**  
代表取締役社長 守谷 承弘  
(コード番号 9934 東証・大証第 1 部)  
問合せ先  
取締役管理本部長 家郷 晴行  
(TEL 06-4391-1781)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり平成 23 年 6 月 17 日開催予定の当社第 63 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、本日付「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ（2）に規定されるものをいいます。）として、現行の「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」の一部を改定した上、新たな対応方針を導入することといたしました（以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます。）。また、本プランの導入に際して、新株予約権の無償割当てに関する定款の規定を見直すことといたしました。

（注） 本プランについては、本日付で別途開示しております「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご参照下さい。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(新株予約権の無償割当てに関する事項の決定)</p> <p>第 12 条 当社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</p> <p>2. 当社は、第 19 条第2項に規定する当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</p> <p>(1) 当該対応方針に定める一定の者(以下、「非適格者」という)が新株予約権を行使することができないこと。</p> <p>(2) 当社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式を交付することができること。</p> <p>(3) <u>当社が非適格者から新株予約権を取得し、これと引き換えに金銭等を交付することができること。</u></p>	<p>(新株予約権の無償割当てに関する事項の決定)</p> <p>第 12 条 当社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</p> <p>2. 当社は、第 19 条第2項に規定する当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</p> <p>(1) 当該対応方針に定める一定の者(以下、「非適格者」という)が新株予約権を行使することができないこと。</p> <p>(2) 当社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式を交付することができること。</p> <p>(削 除)</p>

(注) 上記変更案は本日開催の取締役会で決議した内容であります。本定時株主総会に上程する際には、上記変更案の文言等の修正等を行う場合があります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 6 月 17 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 23 年 6 月 17 日 (金曜日)

以 上